条約

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第十号

協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書

前文

欧州評議会の加盟国及び二千一年十一月二十三日にブダペストで署名のために開放されたサイバー犯罪に関する条約（ＥＴＳ第百八十五号。以下「条約」という。）のその他の締約国であって、この議定書の署名国であるものは、

世界の全ての地域における条約の及ぶ範囲及びその影響に留意し、

条約が、二千三年一月二十八日にストラスブールで署名のために開放されたコンピュータ・システムを利用して行われる人種差別的及び排外主義的性質を有する行為の犯罪化に関する追加議定書（ＥＴＳ第百八十九号。以下「第一議定書」という。）により、第一議定書の締約国の間において既に補足されたことを想起し、

欧州評議会で採択された刑事についての協力に関する既存の諸条約並びに条約の締約国の間の刑事についての協力に関する他の協定及び取極を考慮し、

また、いかなる国も加入するよう招請されることができる個人情報の自動処理における個人の保護に関する条約（ＥＴＳ第百八号）（二千十八年十月十日にストラスブールで署名のために開放された改正議定書（ＣＥＴＳ第二百二十三号）によって改正されたもの）を考慮し、

インターネット・サービスを含む情報通信技術の利用が拡大していること並びに民主主義及び法の支配に対する脅威であり、かつ、多くの国が人権に対する脅威でもあるとみなすサイバー犯罪が増加していることを認識し、

また、サイバー犯罪の被害者の数が増加していること及びこれらの被害者のために正義を実現することが重要であることを認識し、

各国政府が、効果的な捜査及び訴追によることを含め、オフラインの犯罪のみならずオンラインの犯罪からも社会及び個人を保護する責任を有することを想起し、

国外の、複数の又は不明な管轄地においてコンピュータ・システムに電子的形態で蔵置された犯罪の証拠が増加していることを認めるとともに、刑事司法による効果的な対応を可能にし、及び法の支配を擁護することを目的として、そのような証拠を合法的に取得するために追加の措置が必要であることを確信し、

国家と民間部門との間の協力を拡大し、及び一層効率化することが必要であること並びにこのことの関連において、サービス・プロバイダその他の団体が電子データの開示に係る他の締約国の刑事司法当局からの直接の要請に回答することができる状況に関し、当該サービス・プロバイダその他の団体のために明確性及び法的な確実性の向上が必要であることを認識し、

したがって、より効率的な相互援助及び他の形態による権限のある当局の間の協力、緊急事態における協力並びに権限のある当局と関連する情報を保有し、又は管理しているサービス・プロバイダその他の団体との間の直接の協力に関する追加の手段により、特定の捜査又は刑事訴訟を目的としたサイバー犯罪に関する協力及びあらゆる犯罪に関する電子的形態の証拠の収集を一層強化することを目的とし、

刑事司法を目的とした効果的な国境を越える協力（公的部門と民間部門との間の協力を含む。）が、人権及び基本的自由の保護のための効果的な条件及び保障措置から利益を受けることを確信し、

捜査のための電子的証拠の収集がしばしば個人情報に関係することを認識するとともに、多くの締約国において、自国の憲法上の義務及び国際的な義務を遵守するためにプライバシー及び個人情報の保護が必要とされていることを認識し、

サイバー犯罪に関する効果的な刑事司法上の措置及び電子的形態の証拠の収集が、人権及び基本的自由（千九百五十年に欧州評議会で採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約（ＥＴＳ第五号）、千九百六十六年に国際連合で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約、千九百八十一年に採択された人及び人民の権利に関するアフリカ憲章、千九百六十九年に採択された米州条約その他の人権に関する国際条約等の人権に関する適用可能な国際文書に基づく各国の義務に従って生ずる権利を含む。）の適当な保護を規定する条件及び保障措置に従うことを確保することが必要であることに留意して、

次のとおり協定した。

第一章　共通規定

第一条　目的

この議定書は、次のものを補足することを目的とする。

ａ　締約国の間においては、条約

ｂ　第一議定書の締約国でもある締約国の間においては、第一議定書

第二条　適用範囲

１　この議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この議定書に定める措置は、次の事項について適用する。

ａ　条約の締約国である締約国の間においては、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する特定の捜査又は刑事訴訟並びに犯罪に関する電子的形態の証拠の収集

ｂ　第一議定書の締約国である締約国の間においては、第一議定書に定める犯罪に関する特定の捜査又は刑事訴訟

２　各締約国は、この議定書に定める義務を履行するため、必要な立法その他の措置をとる。

第三条　定義

１　条約第一条及び第十八条３に定める定義は、この議定書について適用する。

２　この議定書の適用上、次の追加の定義を適用する。

ａ　「中央当局」とは、相互援助条約又は統一的若しくは相互主義的な法令を基礎とする取極であって、関係締約国の間において有効なものに基づいて指定される一又は二以上の当局をいい、そのような相互援助条約又は取極が存在しない場合には、締約国により条約第二十七条２ａの規定に基づいて指定される一又は二以上の当局をいう。

ｂ　「権限のある当局」とは、特定の捜査又は刑事訴訟に関する証拠の収集又は提出を目的としてこの議定書に定める措置の実施を命じ、許可し、又は遂行する権限を国内法令によって与えられた司法当局、行政当局その他の法執行当局をいう。

ｃ　「緊急事態」とは、自然人の生命又は安全への重大なかつ差し迫った危険がある事態をいう。

ｄ　「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報をいう。

ｅ　「移転締約国」とは、要請に応じ、又は共同捜査チームの一員としてデータを伝達する締約国をいい、また、次章第二節の規定の適用上、データを伝達するサービス・プロバイダ又はドメイン名の登録サービスを提供する団体がその領域内に所在する締約国をいう。